

マザーレイクデイサービスセンター運営規定

(事業の目的)

第1条 マザーレイク株式会社が開設するマザーレイク通所介護事業所・マザーレイク介護予防型デイサービス(以下「マザーレイクデイサービスセンター」という)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する規約を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従業者(以下、「通所介護従業者」という)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態、要支援状態または事業対象者状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 マザーレイクデイサービスセンター
- (2) 所在地 滋賀県草津市笠山5丁目3番66号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明を行うものとする。なお、通所介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 2名

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、

通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 看護職員 1名以上

通所介護計画に基づき主として利用者の健康管理を行う。

(4) 介護職員 2名以上

通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(看護職員と兼務)

通所介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日 ただし年末年始を除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は 19名とする

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の介護負担割合証に記載された額とする。

(1) 入浴

(2) 食事

(3) 生活相談

(4) アクティビティー

(5) 機能訓練

(6) 健康チェック

(7) 送迎

2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 本事業所の通常の実施地域以外に居住するものに対して行う送迎に要する費用
通常の実施地域を超えた地点から1kmあたり100円
- (2) 通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の実施地域に属する基準額を超える費用
- (3) 食費 710円/食 おやつ 160円/回
- (4) 前号に掲げるものの他、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担を求めることが適当と認められる費用
- (5) キャンセル料
利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。
※利用日の前日 17 時までに連絡があった場合⇒無料
※利用日の前日 17 時までに連絡がなかった場合⇒利用料自己負担全額

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行った上で、支払いの同意を得なければならない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は

草津市、大津市(田上学区、青山学区、瀬田学区)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、通所介護の利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(事故発生時の対応について)

- 第10条 サービス中に事故が発生した場合、利用者のお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に早急に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対して、当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償をいたします。
事故が発生した場合は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

(緊急時における対処法)

第 11 条 サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族)、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

(人権擁護、虐待防止の防止)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理)

第 14 条 提供した通所介護に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団排除)

第 15 条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の通所介護従業者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【平成 3 年法律第 77 号】第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。事項においても同じ。)であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 本事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を維持する。

- 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保します。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する
- 4 従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はマザーレイク株式会社代表取締役との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。